

丹波篠山市農業委員会の農業委員募集要項

1 農業委員の募集人数・任期等

- (1) 募集人数 1名
- (2) 任期 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 身分 丹波篠山市の特別職に属する非常勤の職員
- (4) 報酬 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に定める額
(会長 月額47,500円、会長職務代理者 月額38,500円、委員 月額35,000円)

2 職務内容（主なもの）

- (1) 農地等の利用の最適化に関する指針の策定
- (2) 毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動、転用許可等の審議及び決定並びにこれらに関する現地調査（担当する案件について、総会において現地調査の報告・審査・意見等を述べていただきます。また、お住まいの地区以外においても案件を担当する場合があります。）
- (3) 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規農業参入者の促進等への取り組みに伴う現地調査及び指導並びに監視業務等
- (4) 農地等の利用の最適化の推進に関する施策の検討
- (5) 農地利用最適化推進委員との連携（農業者及び地域等への助言、指導など）
- (6) 農業者等からの相談対応（農地相談への出席を含む）、農業者等への助言・指導
- (7) 研修会等への出席、その他委員会で決定した事項
- (8) 地域計画の策定に係る助言

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことが出来る者で、次の事項のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 推薦及び応募に係る提出書類

所定の様式に必要な事項を記入・押印のうえ、必要な添付書類（3）を添えて、持参により丹波篠山市農業委員会事務局まで提出して下さい。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承下さい。

- (1) 推薦する場合
 - ①地区及び自治会からの推薦（推薦を求める地区割は別表1）
 - ②農業者が組織する団体等からの推薦
 - ③農業者（個人）が推薦する場合（推薦者2名以上）【様式2】（個人推薦用）
- (2) 応募（一般募集）の場合 【様式3】（自薦用）

(3) 添付書類

- ア) 被推薦者又は応募者が市外在住の場合は住民票（発行後3ヶ月以内のもの）
 - イ) 被推薦者又は応募者が認定農業者である場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し
 - ウ) 認定農業者に準ずる者（下記参照）はそれを確認出来る書類の写し
 - ・認定農業者（個人）又は認定農業者（法人）の役員等であった者
 - ・認定農業者が行う耕作・畜産の事業に従事し、その経営に参画する親族
 - ・認定新規就農者（法人の場合には、役員等） ・集落営農組織の役員
 - ・国、地方の計画（地域計画など）に位置付けられた農業者、指導農業士、基本構想水準到達者など
- ※推薦の場合でも、被推薦者が認定農業者等あるいは集落営農組織の役員等である場合は、必ず上記内容が確認出来る書類の添付をお願いします。
- エ) その他申込書に記載した資格などを証する書類の写し

(4) 様式の入手方法

市農業委員会事務局または市役所のホームページからもダウンロードできます。

5 受付期間

令和6年1月4日（木）から令和6年1月19日（金）まで【必着】

※持参により市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に丹波篠山市のホームページ等により公表します。

6 選考方法

丹波篠山市農業委員会の委員に係る候補者選考委員会を開催し、農業に関する識見、地域の農業の事情の精通、農地等利用の最適化の推進への熱意、地域等からの信任の状況などについて、提出された書類をもとに選考します。（必要に応じて面接等の実施あるいは追加書類の提出を求める場合があります。）

7 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

丹波篠山市農業委員会事務局

丹波篠山市北新町41番地（市役所第2庁舎2階） 電話079-552-6909（直通）

8 その他

受付期間の期間終了後に、丹波篠山市のホームページ等で、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢、及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦及び応募の理由
- (5) 推薦者が被推薦者を丹波篠山市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又

は応募者が丹波篠山市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

(6) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等の数

(7) 応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数

(8) その他市長が必要と認める事項

【別表 1】

丹波篠山市農業委員会の農業委員募集要項 4 (1) ①に規定する推薦を求める地区割について

(丹波篠山市農業委員会の委員の選任に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号)

地区名	当該地区の自治会
八上	糯ヶ坪、糯ヶ坪北、池上、港、小多田一、小多田二、小多田三、殿町、西八上、八上内、八上下、渋谷、京町、京町南
畑	畑宮、大淵、和田、般若寺、大上、今谷、火打岩、奥畑、瀬利、菅
篠山・城北	東新町、西新町、南新町、北新町、乾新町、山内町、上河原町、下河原町、小川町、上立町、下立町、呉服町、上二階町、下二階町、魚屋町、西町、郡家、熊谷、藤岡口、藤岡奥、佐倉、鷺尾、知足、丸山、大谷、寺内、黒岡、前沢田、北沢田、大熊、新荘、野間、東沢田、筋山
岡野	東浜谷、西浜谷、今福、矢代、大野、野尻、有居、西岡屋、東岡屋、風深、吹上
日置	日置、上宿、井ノ上、北嶋、畑井、宮ノ前、畑市、小中、辻、曾地口、曾地中、曾地奥、野々垣、西荘、八上上、西ノ堂、入組、堂山住宅、たかしろ台
後川	後川新田原、後川新田籠坊、後川上ノ東、後川上ノ西、後川中、後川下、後川奥
雲部	奥県守、県守中、口県守、東本荘、西本荘、佐貫谷、春日江、泉、倉谷
福住	福住下、うと木、福住中、福住上、川原、本明谷、安口西、安口東、西野々、下原山、中原山、奥原山、安田、藤之木、幡路、二之坪、箱谷、小野新、小野奥谷
村雲	向井、朽梨、貝田、井串、細工所、塩岡、草ノ上、垂水、小立、山田、小田中、下笹見南、下笹見北、上笹見
大芋	福井、中、三熊、小原、藤坂、小倉、宮代、市野々、立金、大藤、奥山
西紀南	黒田、下新田、上新田、川北、口阪本、西阪本、西谷、東木之部、西木之部、川西、高屋、河内台

西紀中	宮田、下板井、上板井、小坂、市山、乗竹、打坂、垣屋、高坂、倉本、坂本、栗柄
西紀北	川阪、本郷、遠方、桑原
大山	追入、大山宮、大山上、石住、高倉、一印谷、大山新、町ノ田、長安寺、北野新田、北野、大山下、東河地、明野
味間	東吹上、東吹中、東吹下、吹新、網掛、東古佐、西吹、西古佐、味間北、味間奥、味間南、味間新、音羽グリーンタウン、音羽住宅、中野、大沢、弁天、大沢新、杉、味間東、住吉台
城南	北、ひまわり、野中、リバーサイド野中、谷山、岩崎、宇土、小枕、真南条上、真南条中、真南条下、栗栖野
古市	草野、古森、油井、不来坂、住山、古市、波賀野新田、見内、波賀野、当野、矢代新、南矢代、犬飼、初田、牛ヶ瀬
今田	今田町黒石、今田町本荘、今田町今田、今田町佐曾良新田、今田町今田新田、今田町市原、今田町芦原新田、今田町木津、今田町四斗谷、今田町辰巳、今田町上小野原、今田町下小野原、今田町休場、今田町上立杭、今田町下立杭、今田町東庄、今田町釜屋、今田町今田団地、今田町みそら台、今田町みどり台、今田町美山台、今田町五月ヶ丘、今田町花みずき台